介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件） について

令和元年１０月の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算の算定要件として、

A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれか取得していること。

B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。

C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。 上記の中で、Cの「見える化」要件とは、「介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していること」です。以上の要件に基づき、当法人における公表事項について、下記の通り公表いたします。

【介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）取得事業所】

・介護老人福祉施設虹

・短期入所生活介護虹

・デイサービスセンター虹

【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| 入職促進に向けた取組 | ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施 |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援 |
| 両立支援・多様な働き方の推進 | ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 |
| 生産性向上のための業務改善の取組 | ・タブレット端末やインカム等のＩＣＴ活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 |
| やりがい・働きがいの醸成 | ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 |